

2013年1月30日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

日本共産党滋賀県委員会 委員長
副委員長
国民運動部長

奥谷 和美
節木 三千代
坪田 五久男

2013年度滋賀県予算に関する重点要望

県民は長くきびしい不況に直面しています。貧困と格差がいっそう拡大し、深刻な社会事件や家庭の崩壊、教育の場にも暗い陰を落としています。どの分野でも政治のゆがみが鋭く現れ、国民は政治のあり方に厳しい目を向け、模索を強めています。

さきの総選挙では、国民の激しい怒りで旧民主党政権が崩壊しました。自民党、公明党の政権も、小選挙区制という欠陥選挙制度による虚構の多数で成立したものであり、国民の全面的な信任を得たとはとてもいえないものです。

自公政権は、深刻な不況打開、原発・エネルギー問題でも根本的な解決策をもたず、失敗が証明済みの経済政策にのりだし、国民各層から強い批判を浴びています。

また日本の国際公約である憲法を改悪し、侵略戦争と植民地支配への反省を投げ捨てる言動で、世界から強い抗議の声を受けています。

さらに、命をつなぐ最後のとりでである生活保護の改悪など、社会保障制度を切り捨て、大企業減税と消費税増税を前提とした税制改定を押しつけようとしています。

こういうときに滋賀県政は、県民のいのちと暮らしを守る、県民の信託にこたえる対策とともに、「国の専管事項だ」というだけではすまされない、地方自治の力の発揮が求められています。

国に対し、無駄をなくし、大企業に応分の負担を求め、国民の暮らしを守ることを求めるとともに、県として地域経済を立て直し、県民の暮らしと福祉、教育を支える積極的な施策が求められています。

日本共産党滋賀県委員会は、県内各界から県政への要望を聞き、下記の重点要望にまとめました。県政運営と県予算編成に反映されるよう求めるものです。

一、雇用と暮らしを守り、地域経済を立て直すための要求

1 消費をいっそう冷え込ませ、不況対策に逆行し、暮らしと営業を破たんに追い込む消費税増税はおこなわないよう国に求めること。

2 国民には消費税増税、大企業や資産家は優遇の税制を転換し、所得や資産による応分の負担を求める税制ほんらいの立場を国に求めること。

3 農業に壊滅的な打撃となるだけでなく、食の安全、医療、保険、公共事業の発注、雇用など、国民の生活全般に深刻な打撃となるTPP参加に反対する立場を明確に表明すること。

4 中小企業を県経済の主役と位置づけた県中小企業活性化条例の精神を生かし、緊急の中小企

業支援策をとること。

5 県の制度融資を存続・強化し、全業種対象のセーフティネット保証や金融円滑化法を延長し恒久化することを国に求めること。県として新規開業を支援し、開業融資の自己資金要件を廃止すること。

6 大企業に、雇用を守り、県内優先の発注、公正取引などで社会的責任を果すよう求めること。

7 違法・不当な大量解雇は許されないことを広報し、該当企業に個別の要請など最大限の努力をおこなうこと。

8 常用雇用を派遣労働者に置き換える動きを放置せず、派遣労働は臨時的・一時的業務に限定し、日雇い派遣の禁止、登録型派遣の制限など、労働者派遣法を抜本的に改正するよう国に求め、企業に非正規雇用の労働者を正規雇用するよう求める努力を強めること。

9 地場産業育成など地域経済の活性化の視点からも、地域の雇用創出を重視し、新卒者の就職難を打開する施策を拡充すること。

10 道路特定財源の復活を許さない姿勢を堅持し、必要な生活道路整備などの財源を確保するよう国に求めること。大型公共事業優先の復活に反対し、福祉、教育、交通安全対策、防災、社会資本・施設の老朽化の点検と補修など、緊急で身近かな公共事業に重点を置くこと。

11 県発注工事は土木事務所管内の地元事業者が受注できるよう、実情に応じた入札形態を、また過当な落札価格競争を排し、適切な利益を確保できるよう、入札方法を改善すること。県の物品購入の入札にも最低価格制度を導入すること。

12 地域経済を活性化させるために「公契約条例」を創設すること。

13 地域経済活性化への波及効果が高いことが実証され、県議会でも全会一致で県制度をつくる請願が採択されている住宅リフォーム助成制度を県として創設し、県内実施8市町以外にも適用を広げること。

14 県の住宅改修助成制度は、耐震改修工事で100万円以下も対象とするなど改善し、省エネ改修などにも拡大をはかること。

15 太陽光発電設備への補助の拡充など、再生可能エネルギー普及への支援を充実させ、地域の仕事として定着させること。

16 震災時の仮設住宅建設契約はプレハブ業界とだけでなく、地元建設業者・団体ともおこなうよう改善すること。

二、原子力発電所を廃止し、自然エネルギーを普及させるための要求

1 人間社会と原子力発電所の共存はあり得ず、ただちに原発から撤退する政治決断こそ、もっとも現実的な対策であることを県政運営につらぬき、国や事業者に決断を求めること。

2 大飯原発は活断層が指摘され、これまでの安全基準でも建設してはならないものである。再稼働なしでも電力不足はなかった。知事が昨年夏に再稼働を容認した判断は誤りであったことを認め、「現実に稼働しているから」という、追認発言も取り消し、ただちに稼働中止を求めること。すべての原発の再稼働に反対すること。

高速増殖炉「もんじゅ」は、プルサーマル循環方式の特別の危険があり、また原発の設計想定年数30年～40年を超える老朽原発は、福井若狭に8基も存在している。琵琶湖をもつ滋賀県は原発ゼロを主張する特別の責任があることをつらぬくこと。

3 原発の事故連絡を迅速にするよう事業者に求め、SPEEDI情報の確実な開示、モニタリングポストの増設を求めること。これらは廃炉までの間にも起こりうる過酷事故からの避難のために必要な情報である。

4 太陽光、小水力、風車、間伐材利用による発電など、地域づくりと一体で再生可能エネルギーへの転換を爆発的にすすめること。大学や研究機関、市町、民間団体とも協力し、住民の自発的活動へ援助を強めること。

5 発送電事業者の分離は、再生可能エネルギーの普及と発展のために欠かせない。国に強く要求すること。

6 省エネも緊急に対策を強めること。

7 福島原発による放射能汚染物質の流出、飛散は今も続いており、食品の安全・安心を確保すること。近隣市や県内でも実施されている学校給食の食材検査を、県内全域で実施するよう支援すること。

8 農畜産物の放射線検査・分析、結果の公表は県が責任を負うこと。

三、安全、安心の滋賀の農水産物を守るための要求

1 県の環境こだわり農業は、全国でも先進的で、消費者の信頼を集めている。国の環境保全型農業直接支払対策制度の見直しがあっても、従来のメニューの拡充、地域特認を維持し、拡大すること。

2 県による、と畜牛のBSE全頭検査を維持し、国に補助金を求めること。

3 コメのカドミウム国内基準値の改定に伴い、県内の栽培指導を徹底し、該当米の買い上げを継続するよう国に求めること。カドミウム汚染の実態調査をふまえ、県の対応策を検討すること。

4 食糧自給率向上に、水田の利活用、主食用米以外の作物の生産拡大に支援し、農産物の再生産を保障する価格や所得補償を本格的に位置づけるよう国に求めること。

5 近江の伝統野菜をはじめ県産野菜や園芸植物のブランド化とPRに必要な施策と予算を確保すること。

6 新規就農者や定年後の就農者、大規模経営を含め、多様な担い手を育成し、世代交代を進めるための支援策を拡充すること。

7 農業水利事業施設の運営や改修の負担を軽減すること。河川の農業用水施設の土砂堆積の対策、経年化した暗渠排水施設の更新に支援すること。

8 鳥獣被害対策の防護柵や電気柵の設置の補助率を引き上げること。防護柵などの設置が認められていない河川堤防にも設置できるよう、国に河川敷地占用許可準則の見直しを求めること。

9 外来魚駆除のための予算を増額し、年度内で駆除魚買い上げがストップする事態をなくすこと。

10 ニゴロブナ、ホンモロコなどの増殖事業を推進すること。

11 春先の代掻き水によるびわ湖の汚濁を軽減できるようにすること。

四、医療・福祉を再建し、充実させるための要求

1 年金、医療、介護、生活保護、保育など、大幅な社会保障の削減に、県として反対を表明すること。

2 「子ども・子育て新システム」の、いわゆる「保育ママ」に安易に頼ることなく、国と自治体の責任で保育所を増設し、待機児童の解消をはかるとともに、父母の勤務形態に応じた保育時間延長などに県として努力すること。

3 こどもの医療費助成は、外来・入院とも中学校卒業まで完全無料化すること。

4 産後の母親と新生児の1～4カ月健診や保健指導に公費負担制度を創設すること。

5 重度障害児者の医療費助成制度は完全無料化すること。

- 6 看護師確保のために看護師が再就労できるよう相談の機会を広げ、周知をはかること。
- 7 訪問看護を希望する新卒看護師が研修できる体制づくりにつとめること。
- 8 訪問看護ステーションや訪問看護師の地域偏在をなくす施策をすすめること。
- 9 保健師の重要性にふさわしい研修機会を充実すること。
- 10 75歳以上の後期高齢者医療制度をただちに廃止するよう国に求めること。
- 11 介護保険制度の改悪に反対すること。
- 12 介護保険料の引き下げのため、「財政安定基金」を取り崩し、保険料・利用料の軽減制度をつくること。
- 13 特別養護老人ホームの待機者は増え続け、保険あって介護なしの状況になっている。介護施設の整備を国に求め、県としてもすすめること。
- 14 ディサービス施設を増やしサービスの不均衡を招かないよう、県と市町が連携し協議すること。
- 15 障害者に「受益者負担」を求めることは、旧障害者自立支援法違憲訴訟で被告となった国が謝罪し、和解した経緯をふまえ、新法でも廃止を国に強く求めること。
- 16 障害者のケアホーム、グループホームを増設するために家賃補助を増額すること。
- 17 重度知的障害者や行動障害者にかかる職員不足はきわめて深刻で、国に制度の改善を求め、当面、県独自の加算制度を設けること。
- 18 障害者のための作業所の報酬単価をひきあげ、安定した運営ができるよう県独自に施設に補助すること。
- 19 障害者事業所への官公需発注を増やすこと。
- 20 県の難病対策を抜本的に強化するため、基本計画を策定すること。難病患者が安心して療養できる24時間介護、看護できる事業所を支援すること。
- 21 高すぎる国民健康保険料を引き下げること。一般会計の繰り入れや減免制度など、これまでの市町の努力を生かすとともに、国庫負担を元にもどすよう国に求めること。資格証・短期証の発

行はやめること。

22 特定健診等受診率向上対策事業を継続し、建設事業者のアスベスト健診の受診率向上の努力などを生かすこと。

23 放課後児童健全育成事業で障害児受入環境改善事業補助基準を1クラブの指導員数に応じた補助にすること。

五、教育の条件整備をすすめるための要求

1 県立高校の再編計画は白紙に戻すこと。推進の理由はすべて破たんした。県議会への提案は見送り、高校教育のあり方は県民、教職員などの意見を生かして実施すること。

2 特別支援学校の定員超過は、放置できない事態になっている。緊急に学校を建設すること。1時間以内で通学できるようスクールバスを増車し、医療ケアの必要な生徒への支援措置も含めて対策を講じること。

3 特別支援学校高等部の定員超過を普通高校内の「分教室」で対応することは、高等部生徒や教職員の負担が大きく、施設・設備の面からも問題が多い。すくなくとも「分校」とし、一方的な実施はやめること。滋賀医科大学内の分教室は早急に実施すること。

4 いじめは人権侵害、暴力であることを明確にし、学校に安全配慮義務があることを基本に対応すること。いじめが疑われる段階で、すべての教職員・保護者に情報を伝え対応すること。子どもの自主活動をすすめ、いじめを止められる人間関係の形成、教員の「多忙化」解消、少人数学級の実施、養護教諭・カウンセラーの増員などの条件整備をすすめること。子どもの権利条約の精神にそって、子どもの学校運営や社会参加をすすめること。また体罰は暴力であり、教育とは無縁であることを学校活動の中に徹底すること。

5 国に「30人学級」の実施を強く求め、県として「35人以下学級」を小中学校の全学年で実施すること。高校も計画的に少人数学級をすすめること。国に推進計画の堅持を求めること。

6 学校校舎の耐震化を早急に完了すること。

7 中学校給食の必要性は増しており、すべての中学校で、安全で豊かな学校給食が実施できるよう、県も施設整備などで支援すること。

8 私学助成は国に充実を求めるとともに、県の授業料軽減助成措置の拡充をはかること。少なくとも08年度の私学助成経費の削減は元に戻すこと。

9 教員免許更新制や全国一斉学力テストは中止を国に求めること。

10 公立小中学校の普通教室にエアコンを設置するための財政支援策を講じること。

六、ムダな公共事業を見直し、財政を確保する要求

1 大戸川ダム、丹生ダムはきっぱり計画中止を国に求めること。

2 大津放水路・瀬田川バイパスなど大型公共事業に反対すること。

3 多額の地元負担と並行在来線がなくなる整備新幹線・北陸新幹線の県内ルートを誘致しない立場を堅持し、在来線のダイヤ改善など乗客のサービス向上をJR各社に求めること。新幹線新駅計画は県の計画から一掃すること。リニア中央新幹線計画に反対すること。

4 第2名神など不要不急の公共事業は中止を求めること。

5 企業誘致型の県の経済政策をあらため、企業誘致奨励金は中止を申し入れること。

6 法的措置の終了した同和事業は中止すること。人権の名を借りた「同和」対策や、集会参加などの名目で特定団体へ公金を支出するゆ着の復活を改めること。

7 危機管理センターは中止し、震災対策などには既存の施設を活用すること。

8 買い物・医療・介護「難民」が生まれないよう「地域コミュニティバス」への支援など、「地域の足」を確保すること。

9 交通安全対策予算を増やし、信号機や交通安全施設の設置、横断歩道の改良などの安全対策を強化すること。

七、憲法と地方自治、平和を守るための要求

1 憲法改悪のねらいは9条の戦争放棄、戦力不保持の大原則を放棄することであり、集団的自衛権を容認する政府の言動は、これまでの政府の憲法解釈すら破るものである。日本の国際的信用を落とし、日本人や日本企業の海外での活動にも悪影響と損害を与えている。憲法の改悪に反対することをさまざまな機会を通じて表明すること。

2 日本の植民地支配や軍が関与した従軍慰安婦問題で、反省の意を表明した村山談話や河野談話を否定する政府閣僚の言動は世界から批判されている。取り消しを求めること。

3 道州制は地方自治を破壊し、大規模開発の受け皿とするもので、関西広域連合の道州制検討にきっぱりと反対すること。

4 東日本大震災の被災地で市町村合併や公務員減らしが震災復興を困難にした教訓に学び、住民サービス低下を招いている職員削減をしないこと。

5 県民の権利を最大限に生かす県政運営をつらぬき、拡声器規制条例や屋外広告物条例などは廃止も含め、抜本的に見直すこと。

6 あいば野演習場での日米合同演習の中止、米軍の欠陥機オスプレイの沖縄などへの配備や国内での飛行に反対すること。「米軍再編」に日米安全保障条約の枠組みすら超えて日本が巨額の負担をすることや、自衛隊と米軍の一体化をすすめる「日米同盟」強化に反対を表明すること。

7 武装した自衛隊員の市街地徒歩訓練など、演習場外の軍事訓練をやめるよう国に強く求めること。

以上